平成２１年（フ）第６７９号
千葉県松戸市五香西６丁目３番地の11
債務者　石井　恵美（旧姓戸辺）
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第２４９号
富山市日方江1044番地１
債務者　寺岡みつ子
1　決定年月日時　平成21年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２５９号
富山市犬島３丁目２番13―108号　レオパレスピース
債務者　**藤**井　　実
1　決定年月日時　平成21年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２７０号
富山市水橋伊勢屋154番地
債務者　井原　康太
1　決定年月日時　平成21年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第７４号
兵庫県洲本市五色町鳥飼浦186番地２
債務者　山岡　順子
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２１年（フ）第７８号
兵庫県淡路市志筑815番地15　静ハイツ102号、前住所兵庫県淡路市志筑2471番地18
債務者　川端　雅一
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２１年（フ）第１３４０号
神戸市須磨区白川字不計１番地の６　ルイシャトレ須磨名谷307号
債務者　上野　芳明
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１３６４号
神戸市垂水区名谷町字大谷1879番地の１
債務者　角谷　智子
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第５３３号
青森市原別８丁目９番26号
債務者　荒井　敍枝
1　決定年月日時　平成21年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２５５号
神奈川県横須賀市走水１丁目１番４号
債務者　河野　孝幸
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月６日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２１年（フ）第４６号
北海道根室市花園町２丁目15番地
債務者　石澤　淳子
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月25日午前11時
釧路地方裁判所根室支部

平成２１年（フ）第５４号
北海道根室市大正町２丁目37番地
債務者　木嶋　桃華
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月25日午前11時
釧路地方裁判所根室支部

平成２１年（フ）第５５号
北海道根室市大正町２丁目37番地
債務者　木嶋　弘光
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月25日午前11時
釧路地方裁判所根室支部

平成２１年（フ）第５７号
北海道根室市朝日町３丁目23番地３
債務者　井田　圭一
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月25日午前11時
釧路地方裁判所根室支部

平成２１年（フ）第２５８６号
横浜市旭区若葉台３丁目５番1311号
債務者　弘内憲太郎
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２５８９号
横浜市港北区日吉本町４丁目27番７号　いそみ荘203号
債務者　渡部　元興
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２５９０号
神奈川県藤沢市羽鳥１丁目２番12号　栄荘202
債務者　山崎　明修
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部